「動物取扱業の適正化について(案)」にかかるパブリックコメントの集計結果

1. 実施期間

平成23年7月28日(木)~平成23年8月27日(土)

2. 意見件数

<u> </u>	771	
FAX	メール	郵送
8,162	50,767	62,899

3. 意見提出者数

個人	団体
122,138	246

「動物取扱業の適正化について(案)」にかかるパブリックコメントの各意見の概要

(1) 深夜の生体展示規制

(1) 洙役の生体展示規制 意見の概要	意見の理由	件数
深夜の生体展示規制及び展示時間制限に賛成		54,939
20時以降の生体展示は禁止すべき	・子犬、子猫の健全な成長にとって十分な睡眠は必要不可欠である。睡眠不足は心身の成長に支障をきたすおそれが大きい。昼行性の動物を深夜に展示することも、同様に心身に支障をきたす。 ・睡眠不足等により重大なストレスや心身の成長に影響が出た動物を購入した買い主にも負担を与える	
	 ・安易な購入の機会を減らすことは、遺棄や虐待を防ぐ。いつでもどこでも誰でも変える 状況を変える必要がある。 ・酔った状態で購入するなど、衝動買いを助長する。 ・科学的根拠に基づいた設定が必要 ・科学的知見に依拠しなくても常識で想像できる 	
	・風営法でさえ時間制限があり、遵守されている中、動物取扱業のみ規制強化されていない。 本当に飼いたいのであれば、平日昼間が無理ならば、休日にお店に行くべき。	
20時以降の営業時間を規制すべき	展示施設を隔離しても、客の出入りや物音等で睡眠が妨げられる。	
展示時間を午前10時から午後5時までとすべき	労働基準法でも年少者の労働時間が規制されているから	
店頭販売(生体展示)の全て禁止 (動物購入希望者は直接ブリーダーから購入すべき)	欧米諸国は、生体展示販売は禁止されているから	
1日の展示時間、連続展示可能時間、休憩時間等の具体的数値を設定すべき	・展示は1日6時間以内、連続3時間ずつとすべき ・展示時間は2~3時間とすべき ・展示時間は4時間以内とし、1時間毎に休息を設けるべき	
	・展示時間は最大6時間とすべき ・展示販売時間は日中のみとし、合計で6~7時間とすべき ・総展示時間は8時間以内とすべきで、1回以上(一定時間以上)の展示をしない休息時間は400円である。	
	間を設けるべき ・展示時間は8時間以内とすべきで、2時間毎に休息時間を設けるべき。 ・3時間毎に1時間の休息時間を設けるべき。	
展示販売終了時間を18時までとすべき	購入後動物の具合が悪くなった場合に、病院での診察が可能な時間とすべき	
展示販売終了時間を19時までとすべき 夜行性の動物については、21時でも可とするなど、あ る程度の範囲を許容する規定とすべき。	いろいろな種類の動物があり、一律の規制は難しいため。	
22時以降の展示禁止が社会通念上妥当。	20時は少し早すぎる。	
睡眠の質が重要	・本来寝ているべき時間帯に照明や音楽、人の接触等のストレスを与えることは健康管理上好ましくない。人に見られない、接触されない時間帯を設けるべき。・犬猫の睡眠は重要であり、科学的に幼齢の場合、約16時間と言われている	
照明は自然照明とすべき		

深夜の生体展示規制に反対 ・夜にしか購入できない人に配慮すべき。 ・深夜に動物を見て癒やされる人もいるため ・展示規制は幼齢個体に限るべき ・昼間に閉店していれば睡眠時間が確保できるので問題はない。 ・ストレスがあることに確信がないので、問題ない ・猫カフェは、ふれあう人の心のケアに貢献している。20時以降の規制が行われると経	119
対なりたたない。 ・総展示時間が問題なのであって、開店・閉店時間での規制は意味ないのではないか。	
一日の前に尤に合らされる時间の長さか里安であ る。	
- To 。 ※規制対象について	
対象は哺乳類、鳥類、爬虫類とすべき(犬猫に絞ることに反対) ・特定の種類だけを休ませるなど、実行上難しいため・命ある動物に差異はないため・犬猫のみを規制すると、逆に夜間にウサギ等の小動物や爬虫類、夜行性の猛禽類等の販売が増加する。・その習性や生体が一般に周知されていない動物種こそ、慎重に購入を検討すべき。・夜行性であっても、電気がついている状況で、人に見られ続けられる環境は動物にとってストレス。・取り締まりの実情を優先すべきでない。	
全ての哺乳類を対象とすべき様々な種類の動物が飼われており、犬猫の絞るのは時代遅れ	
動物種によって販売時間を変えるべき	
対象を犬猫に絞ることに賛成 ・まず犬猫業界にしっかり浸透させて、夜間禁止の風潮を根付かせるべき。 ・対象を広くすると、実質的規制が行われず、せっかくの規制の効果が薄れてしまう。 ・現実的側面を考慮し、犬猫に限るべき。	
猫は対象から除くべき。 猫は本来夜行性だから。	
夜行性の動物については夜間より20時以前の販売を規制すべきではないか。	
 爬虫類は対象から除くべき。 ・本来夜行性だから。 ・犬猫とはストレス度合いが異なるため。 ・周囲にいる人の多さでストレス度合いは変わらないため。 ・爬虫類は「ゲージ」という疑似環境下で展示されており、ここに住むことがストレスではない。 	
幼体のみを規制対象とすべき。	
猫カフェ営業で、生体展示の時間制限を設けるべき ・朝方まで営業している店があり、猫の健康やストレスを考えて、日照時間に合わせた営業が望ましい。 ・アルコールを販売している店舗もあり、規制が必要	

その他			102
	時間を限定してふれあうことを可能とする	深夜しか購入が難しい場合に、全体の展示は規制して、短い時間で見る機会を提供す	
		る方法は可能ではないか。	

(2)移動販売

意見の概要	意見の理由	件
販売 <u>の規制強化に賛成(移動販売禁止すべきとの意見を</u>		4399
移動販売は禁止	・基準を決めたところで監視が難しいため	
	・常に移動を前提とした動物のストレスを考慮していない業態のため。	
	・長距離移送、車両への積み下ろし、搬入搬出等が動物の大きなストレスになるため	
	・期間限定で特売価格の展示即売会は衝動買いを誘発するため。	
	・現時点で管理体制やアフターケアがきわめて杜撰であるため	
	・販売後におけるトレーサビリティの確保やアフターケアが十分になされていない	
	・移動販売は、イベントとして土日や連休に行われることが多く、問題があっても行政が	
	巡回監視に行けないため	
	・イベント会場では、店員は売ることに終始し、動物の管理が不十分になりやすいため。	
	・現行法では、24時間以内の営業については登録不要であり、休日に行われるイベント	
	会場を行政が事前にチェックして登録手続をすることは不可能である。事前審査ができ	
	ない営業形態は禁止とするべき。	
	・移動販売が売れ残った動物を販売するためのよい方法だという意見があるが、動物は	
	物ではなく生き物であるので、常に大量の売れ残りが発生するような経営方法を見直す	
	・イベントが行われると必ず健康に関する問題が生じている。特に伝染性疾患を発症し	
	たり、体調を崩したという事例が多い。	
	・イベント直前にワクチンを接種し、効果が発現する前にイベントに出店される事例が多	
	く、感染症に非常にかかりやすい実態がある。	
	・多数の客が押し寄せるような会場で行われる場合もあり、騒音、熱気、接触等が長時	
	間続き、狭いケージ等に入れられている時間が長時間となり、動物へのストレスが大き	
	・ペットショップ等の商店がない地域での移動販売は、動物病院もない場合が多く、飼養	
	についてのアドバイスも得られないことから禁止すべき。	
動物用に関催されたのではない行車にないて動物	D フランスの制度に準拠したもの。全面禁止は妥当ではない。	ł
有償・無償での譲渡を禁止すべき。		
出品動物にワクチン接種の義務化、生後60日未満		
の出品展示の禁止、駆虫の徹底化を課すべき	・最低でも2回のワクチン接種後であるべき。	
場所、時間、回数を限った許可制とすべき	衛生管理、健康管理、設備、人手と技術の確保を満たしている業者に限り、一定の時	
	間、場所、回数に限る許可制とすべき。	
動物の移送や保管にかかる基準を定めるべき	移動、騒音、気温などのストレスへの対応や、移動販売先での感染症対策、病気の治	
	療、日常の給餌・給水、清掃など、適正な飼養管理体制がなされていないため	
基準のままとすべき(基準強化に反対)		_ 1
新たな規制を設けるべきではない。	・イベント会場で情報交換しながら購入するのが有用。イベント会場でしか購入できない	
	動物の購入機会を奪うべきでない。	
	・イベントにより、様々な情報交換が可能。	
	・小動物・爬虫類については、世間に広めることができる絶好の機会。	
	・売れないで保健所に行くよりは、売れた方が良い。	
	・ 真面目にやっている業者を淘汰し、収入減等で生活が困難になる。	
	・ペットショップから遠方の人にとっては動物を購入するよい機会になるから。	
I and the second	・事業所や店舗と同等の設備が整っていれば問題ない	

	爬虫類は対象から除くべき。	・幼齢個体でなければ問題ない。 ・移動の際は細心の注意をはらっている。 ・自社の商圏内であればトレーサビリティの確保やアフターケアは可能。 ・イベント会場での販売は、重要な機会。 ・欧米でも盛んに行われている。 ・常時人目にさらされるようなストレスは受けにくいので、適切な移動方法をとれば移動販売の制限は必要ない。 ・ブリーダーが直接販売していれば、飼育方法を直に説明でき、最適な管理ができるため、規制をかける必要はない ・国内で自家繁殖した個体を販売する機会を奪えば、自然界から捕獲されて売買される個体が増え、生息数の減少につながる。また自家繁殖させた個体は育てやすい。 ・専門店の数が少なく、爬虫類愛好家にとっては年1回の購入の重要な機会。ここ適正	
	対象は犬猫のみとすべき	飼養の指導や、情報交換をしている。 犬猫以外のエキゾチックアニマルを取り扱っている事業者は動物の体調を整えているの で体調を崩すようなことはほとんどない。	
その他			151
	は虫類はガイドラインの作成が望ましい	個体毎にケージに小分けして管理されているため感染症のリスクは小さいが、移動、騒 音によるストレスは大きいため	
	移動販売する場合にはそのイベント毎に届出させる べき。		

(3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化

(3) 対 <u>国販元・対国説明・現物催認の義務化</u> 意見の概要	意見の理由	件数
対面販売・対面説明・現物確認の義務化に賛成		59,78
対面説明・現物確認の義務化に資成対面説明・現物確認を義務化すべき (インターネットによる動物の売買を禁止すべき。)	・インターネットでは買い主に対して、動物の特性や疾病等に関する事前説明や確認が不十分なため。ホームページ上に掲載したとしても、それを買い主が自ら読まなければ理解はしていないため。 ・安易な購入を防ぐことで、買い主が動物を飼うことの責任感を抱きやすくなるため・ホームページ画面上と現物が異なるといった販売上のトラブルの原因になるため・運送にかかる幼齢犬猫の負担が大きいため・道義的に命あるものをワンクリックでやり取りすべきではない・購入者との説明義務が果たせないため・ホームページ上に習性や飼育方法の説明が掲載されていたとしても、購入者が読まなければ理解されたといえず、説明義務が果たされたといえない。・運送にかかる幼齢犬猫の負担が大きいため・適正な取引について管理・監視を行うことが難しいため・道義的に命あるものをワンクリックでやり取りすべきではない・インターネットにおける野生動物の販売は、原産国における生息地の破壊や、国内での外来生物問題を引き起こすおそれがあり、生態系保全の観点から禁止すべき。生命尊重の観点から、野生動物の乱消費となる安易な飼育を規制するべき。・中間業者やペットショップにおける問題が多い。・専門犬種の繁殖者など全国に数の少ない業者は、インターネットを利用しないと全国販売できない。	59,78
遵守させるための監視方法についても検討すべき。 対象は哺乳類にすべき。 爬虫類は除外すべき。	 ・画面をとおしてでは実際の大きさ、匂い、性格、素早さなどの細かい特徴はわからないため。 成長により取扱が大きく異なるため。 ・審議会でも爬虫類等の議論は行われていない。入手経路のデータ等もなく、明らかに検討不足。 	
+1-6-1-1-1-1-1-1-7-1-7-1-7-1-1-1-1-1-1-1-	・爬虫類の場合専門店が少なく、通販・ネットの利用頻度が高い。 ・爬虫類の場合、通販・ネットが利用できない場合購入が困難になる。 ・爬虫類のブリーダーが直接販売する場合、種に応じたできるだけ適正な梱包・配送方法を考慮できるので、トラブルがすくない。 ・繁殖個体の流通を妨げ、野生個体の乱獲につながる。 ・ようやく根付き始めた健全な爬虫類飼育という趣味の発展の妨げになる。 ・爬虫類は個体差がいさいため。	
対象は犬猫に限るべき	大猫はトラブルが多いと言われているため。また、小動物は北海道、九州、沖縄では取り扱っている店舗が少ないため。	
対象はワニガメ等の危険動物にすべき	危険性の説明が必要。	•
インターネットオークションの出品業者が動物取扱業 の登録を受けているかどうかの確認が出来る制度と すべき		

「販売・対面説明・現物確認の義務化に反対	
	・地方では、専門店がない・ほしい種類がないなど購入できない人も多いため。
	・自分の住む町にはペットショップがない。
	・ネット取引であっても、多くの写真を見て、メールや電話のやりとりを何度もしている。成
	長の様子も逐一報告を受けている。すべてを一律に規制すべきではない。
	・遠方の顧客に対応することが困難。
	・生体展示をしている場合の方が、動物に与える影響が大きい。
	・ブロードバンドが発達し、大量の情報がやりとりできる時代に逆行している。
	・ネットという手法の問題ではない。
	・個体が生後3ヶ月未満であれば最低2週間ごとにホームページの写真を更新する。問
	い合わせに対しては48時間以内に撮影された画像を送る。このように義務づければ、
	イント販売の問題点は改善できる。
	・インターネットオークションのサイトでは取引終了後、販売者・購入者双方の評価をつけ
	るシステムがあるため、購入者はリスクやトラブルは減らせる。また、動物取扱業者に課
	せられている義務(登録情報の掲示等)は遵守されている。
	一・対面しなくても適切な飼養指導等は可能。
	・ブリーダーが新しい血を入れるためには、遠隔地から入手することが不可欠。
	・子犬の両親等も把握しているのに、遠方で直接会えないという理由だけで買えなくなる
	一つは納得いかない。逆に両親がわからなくてもペットショップで買えば良いとなる方が問
	・繁殖者本人が直接ネットで販売する場合には、十分なトレーサビリティーが確保されて
	「素種有本人が直接不分にで販売する場合には、十万なにレーサビリティーが確保されて おり、問題ない。
	・現品が違う等のトラブルは、動愛法で規制すべき趣旨の問題ではない。 ・個別記録の作成を義務づけて、その記録を販売時に購入者に渡すことで、必ず対面で
	販売しなくてはならない義務は課さなくてても良いと考える。 ・販売業者の知恵に勝るものは考えられず、法の出来次第ではザル法になる可能性が
	大きいから。
	・インターネットで動物を購入する権利を国が規制するのは疑問。消費者には信頼できる。 スブリーが、 ゆき - パラ・パラ・スキャのはたい。
	るブリーダーやショップ、好きな個体を選ぶ権利がある。
	・ネット販売はトラブルが多いというのは偏見である。
	・獣医師の健康診断証明書を添付することで、健康上のトラブルは避けられる。
	・遠方で購入したあとに、購入者が自分で遠くまで移動させることのほうがトラブルが大
	・ネット販売で主に生計を立てている業者の収入を圧迫し、生活が困難になる。特に田
	舎や島嶼などの業者など。
	・動物版クーリング・オフ規定を制定すべき。
	・現物確認義務化により、何度も動物を輸送する事態が増えるのではないか。
	・自分に合った動物を買う機会が失われ、飼育放棄が増えるのではないか。
対面販売義務化より、契約記載事項の強化・監視を行うべき。	
通信販売は認めるべき。	地方ではペットショップが少ないため。
別にネット販売許可制度を設けるべきでは。	・ネットの場合でも、動物の実態を十分確認できるところ、それを満たす要件を許可によ
777 - 1 71 /W75811 - 11/1/2/2 BA-17 W C C 1000	り確認すれば良いのではないか。
	・購入者が判断できる基準を策定し、申請・認可手続きを設けることで、現在問題ある
	ネット販売者の淘汰につながるとともに、ネット取引の利便性が維持される。

その他		30
	修正飼育に当たっての注意点を店内に展示すること	
	を義務化すべき。	
	消費者センターにクレームの多い業者のインターネッ	
	トサイトを閉鎖するべき。	
	ホームページ上の表記等を適宜監視する必要はあ	
	<u> సె</u>	
	行政が作成した飼育に当たっての注意点を店内に掲	
	示することを義務付けるべき。	
	動物取扱業の登録を受けているかどうかの確認制度	
	の確立が急務。	_
	動物取扱業者同士の取引はペット流通の関係上規	
	制すべきではない。	_
	販売時に購入者に身分証を提示することを義務付け	
	るべき。	_
	販売と同時に居住地の市町村への登録を義務付け	
	るべき。	

(4) 犬猫オークション市場(せり市)

	意見の概要	意見の理由	件数
	クション市場の動物取扱業への追加に賛成 一クションの禁止」を含む)		58101
. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	動物取扱業に含むべき	オークション業者は犬猫の流通のための場所を提供することで対価を得ており、動物取扱業者と同様にペットの取引に責任を持つべき。	
	トレーサビリティの確認が出来る体制整備や義務付けをすべき	・遺伝性疾患は必ずしも幼齢時に確認できるものとは限らないため	
		・現在オークションでは、繁殖業者と販売業者が直接接触できない仕組みとなっているため、トレーサビリティーを確認できなことをもって取引が成立するという仕組みが必要。 ・不透明な商取引は問題 ・重大な遺伝疾患をもった個体が大量流通することが社会問題化している。	
		・ペットショップ等で購入した犬猫が病気だったり死んでしまったりといったトラブルが発生しても、繁殖業者に確認したり相談することができないため。	
	あることの確認及びその飼育施設の状況確認をすべき。幼齢動物の取引の規制等ができる仕組みを課す	業界の自主管理、チェック体制は期待できないため	
	べき。 ワクチン未接種の出品は禁止すべき。		
	感染症発生を確認した場合、診断した獣医師に、行 政への報告を義務付けるべき。		
	両親犬の遺伝子病の検査を義務づけるべき	検査対象遺伝病は①PRA(進行性網膜萎縮症)②CEL(コリーアイ)③CL(セロイド・リポフチチン症)④VWD(フォンビル・ブランド病)の4つ。	
	オークション参加業者が動物取扱業の登録業者であるかどうかを確認できる仕組みや、市場の情報公開などにより透明性を確保できる仕組みを確立すべき		
	オークションによる売買は廃止	・買い手が購入する犬猫の血統・遺伝病などの情報や生育環境を取得できないことが売 買取引として不健全	
		・オークションにかけることが、法第2条の基本原則にある「動物が命あるものであることにかんがみ」ていない。	
		・先進国でオークションはすでに問題となっており、道義的にも禁止すべき ・感染症の観点から犬猫を集める場を設けてはいけない	
		・悪質なブリーダーの温床の場であり、犬猫が欲しければ、直接繁殖者から購入する仕 組みを確立すべき	
大猫才—	┃ クション市場の動物取扱業への追加に反対	・トレーサビリティーの確保は実現困難	15,12
ノンが出り	動物取扱業に追加する必要はない。	・オークション市場は業者間の取引の場であり、法規制の必要はない。 ・行政の任意の立入りで十分。	10,12-
		・全国のオークション市場は登録を受けた動物取扱業者以外は入会できない。 ・子犬子猫だけでなく、ブリーディングした人間を評価する場でもあり、相手と実物を確認して流通させる店で重要な役割である。	

		・遺伝性疾患は事前に調べられないものもある。オークション参加業者は講習会等で知識を高めて遺伝性疾患に対して取り組む努力が始められている。遺伝性疾患については業界の自主努力で改善することだと思う。 ・取引される個体一頭ずつに取引伝票の添付と保管が業務上必要であり、税務署等の調査でも一頭ずつの追跡調査は可能。 ・ボーダーコリーについては、特有の遺伝疾患について両親の検査証がなければ競りにかけることができない。遺伝性疾患がもともとある個体はオークション市場で販売することは難しい。	
		・牛等の競りと同じくプロの業者に任せるべき	
その他			359
	初回ワクチンを接種した生後55日以降、またはその		
	効果が現れる生後60日以降の生体のみ扱うべき。		
	業登録時に税務署への開業届出あるいは確定申告		
	の提出を義務づけるべき		

(5) 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢

(5) 大独刈 <u>師 判物を祝寺から引き離り 口師</u> 意見の概要	意見の理由	件数
8週齢未満の犬猫の販売(親等からの引き離し)は禁止すべき		43,295
	・8週未満で親から引き離すのは虐待である	
	┃・イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ等の欧米では8週齢が主流であるから(日本の犬猫┃	
	のみが特別丈夫なわけではない)	
	・親等から早期に引き離した場合、適切な社会化がなされずに、成長後、噛み癖や吠え	
	癖等の問題行動や、健康上の問題を引き起こすおそれがあるため。また、飼い主の飼	
	育放棄にもつながるおそれがあるため。	
	・ペットショップ等での感染症の集団感染を防ぐために、適切なワクチン接種を図るた	
	・8週齢はワクチンが定着するまでの適切な期間である。	
	・パピーミルなどの悪質ブリーダーを減らすため	
	・前回の法改正時に事業者による自主規制を充実させるために改正を見送った項目で	
	あるため	
	・日本人は小さければ小さいほど可愛いと思うことから、法規制でないと問題は解決しな	
	・後にかみつきなどの問題行動を抱えて捨てられる要因である。	
	・8週齢の科学的根拠は必要	
	・8週齢が適切なことは科学的データにより明らか(ドイツ、キール大学のフェダーセン・ ペーターセン博士の観察結果など)。	
	ハーダーセン 中工の観景福来など)。 ・6週齢以前にワクチンを接種するなど、適切なワクチンプログラムが行われないことを	
	「登しられる。	
	世行られる。 ・生後45日を超えてから接種するワクチンが済み、免疫の安定する2週間後までは、展	
	「主後43日を超えてから接種するフグノンが消み、元後の女だすると週間後ょくは、展	
規制は強制力のあるものにすべきである。	からが特定多数の各に触れてきる寺は恋未証が初め点がらも示正すべき。	
生年月日を証明できる仕組みとしてトレーサビリティ	ブリーダー業者による自己申告では、行政による監視・指導が困難なため。	
を確保し、生年月日のほか、両親の情報や兄弟の		
数、生産者の情報、販売店の情報なども確認できる		
仕組みが必要。		
犬猫以外の動物も原則として幼齢動物を販売すべき	・うさぎ等規制の緩い動物種の幼齢販売が増える可能性があるため。	
でない。それぞれの種毎に専門的な知見を集めてガ		
イドラインをつくるようにしていくことが必要。		
幼齢の犬猫の販売等について何らかの規制措置を講じるべき。		19,099
親から引き離すのは生後56日以降にすべき		
親から引き離すのは生後60日以降にすべき	初回ワクチンの効果が通常得られるため、問題が起きない	
親から引き離すのは生後70日以降とすべき	母体移行抗体の消失を待ってワクチンプログラムを考え、免疫が上がる頃に販売すべ	
親から引き離すのは3ヶ月以上とすべき	精神的発育に支障をきたすため	
	8週齢程度ではまだ社会化は不十分な個体が多いため。	
	生後120日を超えた全頭の犬は狂犬病予防法の登録が済んでいるはずであり、事業	
してはならない。	者、飼養者の社会的責任に配慮する必要があるため。	
アメリカ州条例に倣い、犬は6週齢、猫は7週齢が日		
本の流通や社会的にも理解が得られる。	<u>I</u>	

45日齢未満の犬猫を規制対象とすべき		31,408
	・8週齢になるとワクチン接種、フード等経費が増える ・犬の社会化期は90日前後で終了することから、購入者の手元には60日頃に迎えるのが最適。ペットショップにいる期間を1~2週間とすれば、45日頃が適切である。 ・社会化の妨げにならないよう生後6週齢とすべき 長く親元に置きすぎると、歯が生えてきて、親犬が子犬に攻撃するようになる。	
業界の自主規制に任せるべき		2,464
	・8週齢規制は科学的根拠に乏しい、動物の生態を無視したもの。 ・自主規制の期間を40日から49日にするのは構わないが、法規制すべきではない。 ・まだ幼いうちからのしつけが重要という考えが根強く、無理な法的規制ではなく自主規制を進めるべきでは。	
現行基準のままとすべき		12,500
	・多種多様な種類が存在し、一律の数値規制は乱暴。 ・出生日や、親と切り離した時期を確認することが困難。 ・親の側にいることにより、人に対してなつかない原因になる。 ・免疫力を考慮して決めるべきではないか。 ・性格は両親からの遺伝によっても影響することから、より検証が必要。 ・これまでお客様から「幼齢過ぎて問題ではないか」と苦情を言われたことはない。 ・中型犬以上では生後50日を超えると動きが活発になり、親犬ももてあましていやがる様子が見られる。 ・繁殖の場が劣悪な環境が多く、その場に長くとどめておくことが適切でない場合も多い。まずブリーダーの規制を強化すべきではないか。 ・規制導入により売れ残る子が増え、処分される可能性が高まる。 ・ペットの生育環境は格段に改善しており、寿命も延びている。1960年代の実験結果により規制すべきではない。	
その他		2,778
業務の規制より供給される動物の品質を規制することが必要ではないか。		
繁殖業者にはブルセラの感染事例が多い		
親とある期間まで一緒にいさせることだけでは不十		
分で、兄弟や他の犬猫、人間、様々な環境に馴れさせることが重要。		
社会化の妨げや噛み癖、吠え癖は最初の2ヶ月だけ		
でなく、約1年に渡る飼い方の問題である。		
親から引き離すのは7週間以降とすべき		
生後12週未満の犬猫の親からの引き離しに反対。		

(6) 犬猫の繁殖制限措置

意見の概要	意見の理由	件数
	・頻繁な繁殖は母体に多大な負担と健康への悪影響を及ぼす。 ・これまで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいて経験から導きだされた規制値を導入することが望ましい。猫においても同様に検討すべき。 ・売れ残り個体を保健所に持ち込むケースがあるため ・パピーミルなどの悪質ブリーダーを無くすため ・適正な検討が行われたのちに大きさや構造について最低限の数値等が示されるべき。 頭がつっかえない、床がパイプ丸出しでないなどの構造も標準化すべき。	57,47
犬猫ともに、繁殖は年に1度まで、一生のうちに1回 までと厳しく制限すべき	生涯にわたり、繁殖用の犬猫をケージで飼育するのは虐待である。	
	イギリスやドイツなどの諸外国では、最初の繁殖年齢の設定や生涯における繁殖回数 の制限が規定されているため	
小型犬1年以上、大型犬20ヶ月以上から繁殖させる べき 初回交配は2~3回目の発情以降に行い、2~3回 毎の初常時に交配させ、発情毎の連続交配は禁止		
すべき。多胎分娩は4回以下にし、帝王切開での分娩は3回までとする。 犬猫ともに、5歳以上は交配してはならない 遺伝病の出る確立の高い交配は法で禁止すべき	・人気品種による乱繁殖や無知な繁殖により、遺伝病で苦しむ犬猫を減らすため	
	・遺伝病を持つ個体を生涯にわたり飼養する飼い主は、介護が大変なため 人気ランキング1位のスコティッシュフォールドの中には、乱繁殖等による骨形成不全症 に苦しむものが増えている。 ・イギリスではスコティッシュフォールドの繁殖を禁止しており、アメリカでは、アメリカン ショートへアー、ブリティッシュショートへアーの交配のみ許可している。	
む終生飼育の責任を課すべき 適切な里親捜しを義務化すべき	繁殖させなくなった犬を遺棄したり、行政に持ち込むことが日常的に行われている。また 餓死・衰弱死させたり、病気のまま放置するという例が後を絶たないため。	
	犬猫を購入する飼い主が、繁殖業者の飼養状況を確認したり病気などがあった場合に 連絡したりできるようにするとともに、劣悪な繁殖業者が淘汰されるようにする必要があ る。	34,75
	・業界の自主性で問題ない ・品種の違いや個体差、健康状態により、適切な繁殖の時期や頻度が異なり一律規制 は困難 ・違反行為により生まれてきた子供の扱いが困難になる。	3 4 ,/3

		・しっかりと科学的根拠に基づいた検討がなされるべき。 ・繁殖は完全にコントロールできるものではないので、制限や規制をすることに疑問。血統や品種の向上の支障になる場合がある。 ・血統書団体で繁殖月齢が制限されており、取り決めに従っている ・正しい健康管理をされていれば問題はない。	
その他			1,940
	ブリーダーを登録制(許可制)にすべき	・繁殖制限措置の実質的な遵守が可能になる。 ・大学等の教育機関で家畜繁殖学及び家畜衛生学等の講座の履修を義務づける	
	雑種を産み出す交配を規制すべき。	種の保存の観点から問題。	
	ペットショップで販売される犬猫は去勢措置を施すべき	長期的にみて野良犬や野良猫の減少に有効だから	
	販売業者は売れ残ったり譲渡されなかった犬及び猫について、適正な終生飼養を行える機能を持つ施設をもつこと。		

(7) 飼養施設の適正化

意見の概要	意見の理由	件数
飼養施設等の数値規制に賛成		39,98
	・ガイドライン等による改善指導では、動物愛護意識の低い地域は地方自治体が適正な	
	指導をできないため。	
	・業者によっては虐待に近い飼育環境であるため	
	・明確な数値規制でない現行法では具体的な改善指導や取り締まり、地域住民などに	
	わかりやすく説明ができないため	
	・数値の無記載や表現の曖昧さが不適切な飼養施設を存在させる要因となっているた	
	め	
対象は犬猫だけでなく、動物取扱業対象種も含むべ		
き		
数値化にあたっては、理想的な高い目標設定とすべ	最低限許容できる数値にまで下げれば営利目的である動物取扱業者はその基準までし	
き	か配慮しないから	
ケージの上にケージを重ねない	上段の糞尿の飛沫等が下に落ち、衛生上の問題がある。清掃等においても十分に行き	
	届かない可能性がある。	
狭いケージに複数頭入れない	・狭い空間で飼養すれば、ストレスや感染症などで健康に悪影響を及ぼすため	0
	・同じケージに数頭入っている状態では、正しい交配記録も取れないため	
動物福祉の基準(5つの自由)に配慮した数値規制		1
が必要。		
それぞれの動物種、品種にあった適切な温度、湿		1
度、照度、飼育面積、通気、騒音、アンモニア濃度、		
建築素材等の設定を設けるべき		
) 適正規模で管理することは多頭飼育の崩壊を防ぐことに繋がるため	1
飼育可能頭数などの数値基準を設けるべき		
繁殖業者は犬猫ともに10頭につき、人員一人とする		0
適正な大きさのケージで飼養すべき		1
ケージは、横になった犬猫の耳の先と尻尾の先が		1
ケージに触れない広さとする		
最低限、伸びをする、寝転ぶ、回転する、立つなどの		,
基本動作ができる広さが必要。		
ケージは、正常行動を可能とする大きさを原則とし、		
体長、体高、成長速度、習性等に応じた大きさ、高さ		
とする。犬については少なくとも体長の3倍以上の幅		
であること。またケージ飼いの場合は必ず1日1回以		
上は適度な運動をさせるべきである。		
アンモニア濃度や湿度などの客観的数値を多角的に	-	i
取り入れるべき。		
それぞれの動物種の習性、生態にあった環境エン		
リッチメントを行うこと。(例:ガム、止まり木、おも		
ちゃ、ハムスターの回転車など)		
ファイング グロサキタに/		Ļ

•			
	季節の変化や一日の自然なサイクルが犬猫にわか		
	るよう窓を設置し、全面的に自然光を取り入れること		
	とし、窓の数や総面積などについても具体的に規定		
	を設けるべき。		
	犬については散歩させること。	散歩は1日数回、数時間はさせるべき	
	動物取扱業の施設の運営事項に、災害発生時の動	ペット間の感染症防止のための法律はなく、パルボ等の劣悪な多頭飼育施設で発生す	
	物救護対策と感染症予防対策を書き込むべき。	る可能性の高い感染症についての対策を施設運営事項に盛り込むべき。感染症発生時	
	物外設対象と恋朱征」/ 切対象を音さ込むべき。		
		に安易なペットの遺棄や処分が行われないようにすることも必要である。	
		よほど不適切でない限りはよいという誤解を招くおそれがあるため	
	模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不		
	適切なものでないこと」の「著しく」という文言は削除		
	数値基準の他に行政による抜き打ち検査もあわせて		
	実施すべき。		
飼姜 佐設	等の数値規制に反対		34,100
即食肥政	寺の妖胆尻削に反対	動物様が日孫によりなのナキャが羽がけナキノ田かり 一角の粉は甘進記令は田雄	34,100
		・動物種や品種により体の大きさや習性は大きく異なり、一律の数値基準設定は困難。	
		・単純に広ければいいわけではない。	
		・運動した後にゲージやキャリーに入れることはしつけにとっても重要	
		・爬虫類は種類が多く基準をまとめるのは困難	
		▶・零細繁殖業者を保護することを求めるとともに、広い範囲の専門家の意見を得た上で ┃	
		再検討すべき。	
		・しつけ、体調管理、治療等の様々な場面により飼養施設を調整しているため。	
		・本当に劣悪なのは無登録業者であり、行政による監視で十分。	
		・数値化は実際に実験や検証を行ってからが望ましい。法令化よりガイドラインから始め	
		ることが適切である。	
その他			2,016
	十分な運動をさせることのできる場所の確保が必要		
	繁殖には専用施設を設けさせるべき	一般家庭で繁殖業をさせるのはやめさせるべき	
	都市計画法で定められた第一種低層住居専用地	近隣住民への悪臭騒音被害の防止のため	
	域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居	Maria Company of the second se	
1	専用地域、第二種中高層住居専用地域での設置は		
	専用地域、第二種中面層性店専用地域での設置は 臭気規制を設けるべき	上 近隣住民への悪臭被害の防止のため	
		辺 桝は広へい応天似古の 切止のに切	
	そもそも登録後にしっかりと自治体が定期的な視察		
	や巡回をするべき		
	飼育ケージに適正サイズを決めるなら、業者に支給		
1	されるべき。		
1	数値規制を検討する専門的な知見を持つ有識者で		
	構成される委員会の構成員は、立法精神から「動物		
	が命あるものであることをかんがみられる分野の者」		
	をもってあてるぺき。動物取扱業者等に関わる立場		
	は委員として不適である。		

(8)動物取扱業の業種追加の検討(業種追加について全般)

	1887
意見の概要	意見の理由
多数の動物を取り扱うところは基本的に登録が必要	
様々な態様の業者が増えており、それにあわせた新たな業種の	
追加や区分けをすることで、多様化している動物取扱業の問題	
に対応する必要がある	
動物取扱業の数が増えることに伴い、取り締まりに従事する行	
政の強化を図る必要がある	
現状からさらに増やす必要がない。	
野生イルカを捕獲し水族館等に販売している業者及びそれに関	大量の野生生物を販売している実態があるため。
係する輸送業者等を取扱業に追加すべき。	
無登録業者の取り締まりの強化を優先すべき。	

① 動物の死体火葬・埋葬業者 意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱業とすべき(「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む		37,98
動物取扱業に入れるべき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・埼玉県の山中に動物の死体を捨てる事件が起こったことから、日本人独特の死生観や 遺族の心情などを配慮し、動物の死体は尊厳を持って扱うべき ・法第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされているため ・生命尊重の理念ということを大きな目標にしており、この生命倫理という観点からする と、動物の死体を礼節を持って取り扱う葬送は動物愛護管理法に含むことが可能。 ・生活環境保全や悪質業者を排除するためにも人の場合と同じく基準を設けるべき。 ・動物の火葬・埋葬業を秩序ある業界とすべき。 ・安全が保証されない火葬炉を積んだ車両は実態が把握されていないため。 ・なんの規制もないのは不安。 ・火葬炉付き霊園業者により周辺に大気汚染、悪臭の被害が生じた事例がある。	
規制はすべきだが動物取扱業登録とは別の制度と	業態把握を目的とする届出制にして、一定の秩序を設けることで、悪徳業者への圧力とし、業界の秩序が形成される。また、届出制であれば自治体の業務負担は少ない。	•
(動物取扱業に入れた上で)新しい業種の区分や基準・指針を作ることが必要 死体に明らかに動物虐待と疑われる事例が発見され		•
た場合、警察、行政への通報を義務付けるべき		
	火葬施設から排出される有害物質に対する規制が必要	
動物取扱業に加えるべきではない。		8
t	・都道府県担当部署は、現在でも業務過多な状況にあり、生体の取扱いに業務を集中させるべき ・各個人によりまだ考え方が違うのではないか。 ・動物取扱業に含めるのは目的にそぐわない。	

		・死んだ動物に対する葬送は個人の信条(宗教)にゆだねられる行為のため、法で規制 すべきでない。 ・自己の土地で埋葬している例も多い。 ・既に民間団体で資格がある。	
その化	<u> </u>	770 74147 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 7	569
	業の追加には更なる意見交換が必要		
	別法で規制すべき	 ・範囲が多岐にわたり、業種の追加だけでは対応できないため。 ・動物愛護管理法では火葬業者の監理監督は難しい。 ・自治体の条例毎にばらばらな規制を統一させる法律の制定が必要。 ・死んだ後は動物愛護の範囲外であると思いますが、飼い主の立場からすれば愛するペットとの生活の一環です。何らかの規制は必要。 ・ペット葬祭は、死後の取り扱い問題であり、動物愛護管理法では、生きた動物が対象である。内容的には全く異なるため、別の法律を作って対応すべきである。 	
	死体引き取りまでを動物愛護管理法で扱い、引き取り後処理完了までを新たに別法律(動物死体処理法等)を設けることを求める。		
	時期尚早である	理想的には入れるべきであろうが、優先順位は低いと考える。まず生きた動物を扱う者 すべてを視野に入れるべき。死を悼むのは、それからでも遅くない。	
	行政と連携できる仕組みの構築が必要		

② 両生類・鱼類販売業者

<u>② 叫生類 思知规定系有</u>		
意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱業とすべき(両生類・魚類どちらかの場合も含む)		36,519
動物取扱業に入れるべき	・遺棄により生態系への影響が見られる事例があり、生物多様性保全の観点から規制 ・両生類、観賞魚が遺棄・放流された場合、河川や湖沼を管理するのは陸上以上に難しい。生態系に影響を与えたり、感染症を拡散させ、水産業へも打撃を与える可能性がある。顧客に対して適正飼養や遺棄・放流の禁止等を啓発普及していく社会的責任を課すべきである。	
	・爬虫類の取扱業者とほぼ重複しており、業追加による行政負担の増加はあまり見込まれないため。動物取扱業者はその適正な飼育方法について、顧客へ説明をするべき ・将来どのくらいの大きさになるかも理解せずに購入し、飼いきれなくなって野外に捨てることが頻発している。	
扱業に含めるべき	生命尊重の観点から金魚すくいであっても、使い捨てのおもちゃではなく、命ある存在であることを周知徹底させるべきあり、動物取扱業者としてその適正な飼育方法について、顧客へ説明させるべき。	
魚類は動物取扱業が取り扱う対象動物に含めること が妥当		
動物取扱業とすべきでない(どちらか一方の反対意見を含む)	・現状で問題ない。 ・国民感情を考慮すると加えるべきではない。 ・法律ではない形での飼い主の知識、責任の向上が重要。 鑑賞目的と愛玩目的とでは異なる。	27,134

	・生物多様性に関する問題は、動物愛護法ではなく、外来生物法で規制すべき問題。 ・両生類・魚類の放棄は飼い主の責任であり、販売業者の責任ではない。 ・金魚すくいができなくなる ・犬や猫とは飼育形態が異なる。 ・一匹一匹の生体販売証明書記載は時間がかかりすぎる。	
その他		1,224
	外来種問題や感染症に関する研修を受けさせるべき	
	魚類等の遺棄を禁止すべき。	
	「鳥類と爬虫類の繁殖社は年間販売数20個体以下は 経済的に成り立たず、輸入のみしか入手困難となる。可能な限り繁殖することが種の保	
	登録を不要とすべき。	

③ 老犬・老猫ホーム

意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱業とすべき(「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含む	٠٠)	36,082
何らかの規制や法の枠組みに入れることは必要		
動物取扱業に入れるべき	・適切な飼育を行わず、病気の治療もせず放置しているホームが問題となっていること	
	から、規制が必要	
	・営利目的の業であり、客観的に適正に飼養することが求められるため。	
	・犬猫を預けた後に追跡できなくなることが問題で、実験動物として売り払われたり、面	
	会を断られることがある事例がある	
	・終生預かってもらうために、飼い主がその必要経費や医療費を支払うことは、明らかに	
	保管業の形態であると考えられる。終生保管の義務を定めることで、元飼い主に無断で	
	遺棄したり、殺処分、売買することを契約違反とすべき	
	・終生飼育を体現するためにも重要。殺処分の減少にも効果がある。	00
動物取扱業とすべきでない。		22
	・飼い主側の状況などケースバイケースだと思いますが、それを設置することにより、安 易に利用する飼い主が増えてしまわないか心配です。	
	・所有権が移っていれば、多頭飼育の規制、通常の契約に関連する法令で対応可能な	
	ため	
	・民間に任せれば十分。	
その他		978
老犬・老猫ホームは動愛法になじまない。	・終生飼養が原則であり、それに反する老犬・老猫ホームを取扱業入れるのはなじまな	
	・老犬・老猫ホームではなく、デイケア的扱いのみを認めるべき。	
終生飼養を訴えるのが先決		

④ 動物の愛護を目的とする団体

意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱業とすべき(「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含	む。)	31,393
	・一時保護や譲渡等の目的で動物を飼養保管等している動物愛護団体やグループ、個	
	人の活動は、非営利で公益的な活動であることをかんがみ、一般野動物取扱業とは別	
	枠での登録制とすべき	
	・地域の動物行政に協力をして譲渡活動をしている動物愛護団体やグループ、個人は、 登録制とし、社会的に認知されるべき	
	・悪質な飼養環境に置かれている事例が存在するため。	
	・金銭や物品の寄付を受け付けていたり、譲渡に際して高額の管理を請求されることも あるため、透明性の確保が必要。	
	・保管業として登録している愛護団体もいるので、統一して自治体に登録するべき。	
	・愛護団体を名乗り、取り締まりだと公言して動物取扱業者を恫喝するようなことがある	
	・多頭飼育崩壊や災害などの緊急時の対応を想定された規制、登録等が必要	
	・活動報告、会計報告を義務づけるべき。	
	・動物の保護やレスキュー活動を行う団体にはある程度の権限の付与も必要。	
	・適正飼養、動物福祉のためのガイドラインが必要。	
動物型な業しナジネズない。	・・寄付金頼みの場合、資金が枯渇して扱う動物の環境も悪化する可能性が高い。	440
動物取扱業とすべきでない。	- 並及改改 桂根なたたしていて国仕は吟見せぶち	446
	・普及啓発、情報発信をしている団体は除外すべき ・動物を利益のために扱う業者の尻ぬぐいを金銭的時間的にボランティアで対応してい	
	「動物を利益のため」に扱う集省の危険でもを金銭的時間的にポランティアで対応している。	
	・営利目的でなく動物の命を救うための活動を行っているので、追加すべきでない。	
	・・千差万別のため、まずは実態把握を行った上で、検討すべき。	
	・活動内容の報告義務や自治体の定期的な視察は必要。	
その他	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,647
ボランティアでの活動に支障が出るような規制はす		
べきでない。		
愛護団体は会計報告の明示が必要		

⑤ 教育・公益目的の団体

意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱業とすべき(「登録業者と別の扱いで規制すべき」を含	む。)	21,273
何らかの規制や法の枠組みに入れることは必要	・・飼育環境が劣悪であったり、適切な飼養管理がなされていない事例があるため。 ・生徒の自主性に任せきりで、学校の先生が管理を放棄しているなど飼育体制に問題がある事例があるため ・学校・公的目的の飼養施設は一般の飼養施設のモデルとなるべき存在。 ・教育効果も検証されないまま、「命の教育」の名目で不適正な飼養が行われている。 ・先生への教育が重要。教育委員会との連携も必要。	
一般の動物取扱業とは異なる区分で規制とすべき。		
動物専門学校は登録制とすべき。	動物取扱責任者を育成する期間であるため。	
農業高校も登録制とすべき	家畜を扱ったり、動物実験を行ったりしているから	
盲導犬、警察犬等の育成施設は登録制とすべき。 	・動物を適正に取り扱う社会的責任があるから。 ・盲導犬使用者による虐待事例が生じている。 ・狂犬病予防法の登録を受けていない団体も存在する。 ・盲導犬、警察犬その他の使役犬の育成施設は、動物を適正に取り扱う社会的責任が あるため登録制とすべき	
学校での飼育は禁止すべき。	・学校などの教育施設では動物園や動物保護施設などに出向いて学ばせるべき。 ・うさぎは、ストレスに弱く、繁殖率も高いので、学校飼育には向かない。 ・飼育にかかる予算、人手、人員の確保が困難なため。 ・夜間、休日での飼育管理が困難なため	
動物取扱業とすべきでない。		65
	・動物を飼育するのですから取扱業に含めることに疑問があります。家庭での飼育と同じ扱いになるよう望みます。 ・加える必要はないが、飼養動物の取扱については、なんらかのガイドラインの通達等 は必要。	
取扱責任者を置くことのみ義務付ければ良い。		4 000
その他 学校・福祉施設等における飼養基準を強化・具体化 すべき。	管理責任者の習熟や、児童への周知徹底を図るなどの措置が必要なため。	1,690
トリマーへの法的資格を設けるべき。	トリミングの最中の事故が多い。	
別法で規制すべき	多頭飼育崩壊や災害などの緊急時の対応を想定された規制が必要	
幼稚園や保育園でも飼育が行われている。		

(9)関連法令違反時の扱い(登録拒否等の再検討)

意見の概要	意見の理由	件数
関連法令違反時に登録拒否・取消を行えるよう法規制すべき		41,872
	・悪質な行為を繰り返す動物取扱業者を取り締まり、動物の安全を確保するため。・法律違反したら、登録を抹消されるのは当たり前。・代表者の名前を親族などに変えたり、他県で場所を変えたりして、業を継続することができないようにすべき。	
国内法だけでなく、外国の法律も対象にすべき。		
悪臭防止法、騒音防止法違反を対象にすべき。		
ワシントン条約違反を対象にすべき。		
狂犬病予防法違反を対象にすべき。		
民法の瑕疵担保責任やクーリングオフ制度の遵守を		
怠った事業者は取消の対象とすべき。		
関連時違反時の登録拒否・取消に反対		7
その他		12
違反者を違反として指導監督できる人材の確保と実	自治体間格差は大きく、同一自治体の中でも動物福祉に対する関心の有無について個	
践が重要	人差が大きい。適切な判断で登録拒否が実施できる人材が必要。	
登録時に、ビジネスプランの提出を義務づけ、審査	動物を飼育する場所、資金に責任を持てるよう、担保を取っておく必要がある。	1
対象にする。		

(10)登録取消の運用の強化

10/豆球収/10/建用の選化	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/ 米片
意見の概要	意見の理由	件数
登録取消の運用を強化すべき		45,493
	現行でも実効力がともなっていない。	
現行法の体制を更に一般に周知すべき。	虐待現場を目撃しても、どこに通報すればよいのか知らないでいる人が多い	
法令違反した場合は、再登録できないようにすべき	違反時の取り締まりが適切になされず、多くの違法業者が野放しで、処分を受けても再 登録すればまた業を始められるのでは、意味がない。	
虐待などの悪質な動物愛護管理法違反は無期限で 再登録禁止とすべき		
登録取消を迅速に発動しやすくするよう運用面を工 夫すべき		
2度の勧告で取り消しできるようにすべき	何度も指導、通告するのは労力、税金の無駄である	
抜き打ちによる立入検査を実施できるようにすべき	・事前通告での立ち入り調査では指導が不十分で有実質的な意味がない・立入調査票を環境省が例示し、全国一律で作成し、項目ごとに評価制とする。例えば5	
ハスな公本のとはは2番かり日は夜川といる。	O項目中半分以上が基準以下という場合、改善勧告を行う。	
公正な検査のために必要な人員は確保されるべき。		
法令違反した場合の再登録までの年数を5年に引き 上げるべき。		
取消後の監視体制を重視すべき。		
「10名以上の登録取消を求める署名」が行政に提出	1	
された場合は、3日以内に登録が取り消されるように		
すべき。		
現行のままとすべき		8,200
気打のよるとすべる	法律の不備ではなく、適正な運用の問題。	6,200
その他		527
取消に伴う動物の保護、治療ができるような仕組み		
(供託金あるいは保証金制度)も必要。		
取消を求める声が大きい場合にこれに配慮する制度	F	
を作るべき。		
登録に当たって戸籍謄本の添付を義務付けるべき。		

(11)業種の適用除外(動物園・水族館)

意見の概要	意見の理由	件数
適用除外に賛成		9,748
(社)日本動物園水族館協会の加盟園館は除外して も構わない。	・(社)日本動物園水族館協会の加入にはそれなりの基準を満たすことが必要。 ・加盟園館は国が推進を図る希少動物の域外保全への協力やワシントン条約違反による放棄動物個体の国からの受託を受けている。また、倫理規定及び倫理委員会が設置されており、関連法規の遵守が明記されている。 ・特殊性、公益性、教育性の観点から適用除外すべき。 ・独自の倫理規定を持ち、生涯学習施設として活動している。 ・犬猫を中心とした現在の動愛法の基準は動物園・水族館にはなじまない。	
適用除外に反対		25,689
	・動物が適切に取り扱われていないところが多く見られる ・多種多様な動物関連設備があるため、一律の適用除外は混乱や不正を招く。 ・第三者による監視は必須 ・規制から外すことの必要性、正当性が全くない。 ・より自然状態での飼養が行われるよう規制すべき	,
その他		51
	更なる意見が必要	

(12)動物取扱責任者研修の緩和(回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討)

意見の概要	意見の理由	件数
動物取扱責任者研修の緩和に賛成		2,458
	・一般の動物取扱業者と同列に扱うべきではない	
	・動物販売業の適正化に注力すべき。	
	・動物取扱責任者研修の講師となることを禁ずるべき。	
	・受講間隔を他業者と異なる設定とすべき。	
	・動物園は、逆に行政の依頼を受けて責任者研修の講師をしている。	
	・研修内容が画一化しており、動物園水族館担当者にとって意味がない。	
動物取扱責任者研修の緩和に反対		28,403
研修の緩和はすべきでない	緩和された業種は、命を扱うことの責任・意識が薄れることが危惧される。	
研修を分野毎に細分化すべき	・動物取扱責任者研修の意義を向上させるため	
	・教育課程も経験も異なるため。	
	・自治体に過度の負担にならない範囲で実施すべき。	
	動物園・水族館の職員や動物病院の獣医師であっても動物愛護に関する知識を有して	
はない	いるとは限らない	
その他		6,686
新規登録者及び登録更新時のみでよい	毎年受ける講習内容はたいした内容ではなく変化もなく受ける価値がない。	
時間を短縮するべき	店舗を休業させる必要がある事業者もいるため	

(13) 販売時説明義務の緩和(犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討)

意見の概要	意見の理由	件数
販売時説明義務の緩和に賛成		6,642
	一律に義務を課すことは酷であり、特に小鳥の専門業者はだいたいが古暖簾であり、そ の内情は零細かつまた店主が高齢である場合が多い。よって次回改正までにきめ細や かな説明項目の設定を検討すべきである。	
販売時説明義務の緩和に反対		27,949
口頭のみだけでなく、文章を渡す	・業者の説明不足が原因で、動物を不適切な飼い方により死なせないよう努力すべき ・安易な販売を助長させないため ・動物を飼うことの責任の理解を図るため ・日本の生態系に悪影響を及ぼす外来種については無責任な遺棄が問題となっている ことから、より厳密な管理が必要であり、現行の説明内容では不足している ・小動物等の飼育が難しい動物には、扱いに細心の注意を要する生物が多く、詳しく丁 寧な説明が不可欠 ・小動物は子供が飼育する場合が多く、わかりやすい説明が必要。教育的見地からも説 明は重要な意味を持つ。	
たしたという記録を取れる方法を		
猫の完全室内飼いの推奨や飼い の呼びかけを義務化すべき		
販売業者が飼い主適正をチェック は売らないようにすべき	プレて不適格な人に しょうしょう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅ しょうしゅう しょうしゃ しゅんりん しょうしゃ しょくりん しょくりん しゃく しゃくりん しゃく しゃくりん しゃく しゃくりん しゃくりん しゃく しゃくり しゃくりん しゃくり しゃくり しゃくり しゃくり しゃくり しゃくり しゃくり しゃくり	
購入者が動愛法違反を繰り返す: にも罰則を科すべき	場合、販売した業者	
その他		3,150
店舗内や業者のホームページに、 き事項を掲示することを義務づけ		

(14)許可制の検討(登録制から許可制に強化する必要性の検討)

意見の概要	意見の理由	件数
許可制を導入すべき		37,062
	・現行の登録制では規制が不十分	
	・安易な開業はさせるべきでない	
	・現行制度では、事項を満たせば誰でも営業・繁殖が可能	
	・簡単に動物が手に入る現状が問題。	
複数の立場(業界、愛護団体、公人)などからの審査		
による許可制とすべき		
定期的な監視や業者一覧の公開などで、買い主等		
が動物取扱業者をチェックしやすい仕組みづくりが必		
現行のままとすべき		16
	・許可制にしたところでただちに動物の愛護及び管理の向上に寄与するとは思えない。	
	・登録時に十分な研修を実施すべき。	
	・現行の法律で十分に機能を果たしているため。	
その他		13
行政側の監視体制の充実が必要		
登録料等がかかりすぎる。		
<u> </u>	・業者への定期的な教育が必要。	
	・獣医師と同じくらいの専門性・難易度が必要。	
市町村でなく国が業者を一括して管理・確認すべき		
国及び都道府県から公認されている動物愛護団体		
に限定して販売・譲渡を認めるべき。		

その他

意見の概要	意見の理由
登録に年齢制限を設けるべき	・万が一売れ残った動物を終生飼育するには、70歳代の人間では難しいため
	・定年後に楽して儲けられるという考え方があるため
保健所等に収容された動物も適正な管理をされるべ	
き	
殺処分をなくすべき	
二酸化炭素のみによる殺処分を禁止すべき	・二酸化炭素による殺処分は問題があることを国も認めている。
	・吸入麻酔による処分に切り替えるべき。
	・一律の規制が難しいのであれば、「子猫子犬」に限定してでも禁止すべき。
	・法改正に反映しない場合は、中環審動物愛護部会に専門部会を設け、特に議論する
	ことを求めるべき。
動物実験施設及び実験動物繁殖・販売業者を動物	・どのような動物がどのような環境でどのくらい飼育・繁殖されているか、実態が把握さ
取扱業に追加すべき。	れていないため。
	・特に営利を目的とする場合にはその規模・目的を問わず、動物取扱業として適切な管
<u> </u>	理飼育を目的とした規制対象におくべき。
インターネットで、登録業者を公開すべき。 行政ホームページ及び店頭で業者情報を公開すべ	消費者や取引先が相手業者をチェックしやすいため。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	住所、電話番号、本籍、国籍、生年月日、学歴、職歴、家族の氏名を公開すべき。一文字あたり2センチ四方以上のゴシック文字、背景色は白、文字は黒。
き。 違反業者、行政処分を受けた業者の公表制度を設	子のに92センテ四万以上のコンツクス子、月京巴は日、ス子は羔。 食品衛生法及び廃棄物処理法の行政処分の公表を参考にすべき。悪質な業者の自然
達及来有、11以処力を受けた来有の公衣制度を設 けるべき。	
<u> </u>	直待行為である。
	履い主の安易な飼育放棄を減らすため。
ができる」とするべき。	は40°エジスのな時日が未と11%つう7こい。
闘犬、闘牛を禁止すべき。	明らかに動物虐待である。
ペット税導入すべき。	税収を用いて、アニマルポリスを創設するべきではないか。
	安易に動物を飼う者の抑制になる。
動物愛護管理法から取扱業、産業動物に関する部	動物愛護管理法だけで対応するのが難しくなってきている。動物愛護管理法の強化だけ
分を独立させるべき。	で動物愛護が達成されると誤解が生じている。
虐待の定義の明確化が必要	
登録基準に財産要件を加えるべき	動物取扱業者の営業が破綻した場合、残された動物の保護が寄付金・税金・ボランティ
	アにより行われる事態が生じているため。
	経済的基礎の脆弱な者に命を扱う動物取扱業の登録を認めるべきではない。
取扱業者が廃業した場合の保険制度や供託金制度	営業が破綻した場合に、残された動物の保護を税金等でまかなうのはおかしい。
の導入と加入義務付けも必要。	
法見直しのタイミングを5年に1回より短くするべき。	問題事例に早急に対応できていないため。
法改正のタイミングを3年に1回にすべき	
大猫の飼育を免許制とすべき	
動物の運送業者を動物取扱業に加えるべき	マン・マルン教材とはんば、主んないの問題はは71.4
動物を店舗で展示し販売するしくみをなくすべき。購	受注してから繁殖させれば、売れ残りの問題は減るため
入したい人は繁殖業者のところまで出向いて直接譲	
り受ける販売方法にすべき。	

動物愛護精神の教育をもっと強化すべき	
動物の購入者が適切な飼養管理できるか、審査され	
動物の無人有が過めな即食官母できるが、番目されるべき	
<u>るへと</u> 動物の購入者への教育を強化すべき	
<u>動物の購入者への教育を強化すべき</u> そもそも悪質な業者を行政が取り締まることができる	
でもでも悪質な業者を行政が取り得よることができるのに、十分になされていない中で、規制強化の検討	
を行うことに疑問。まずはしっかりとした運用がなされ	
るべき。	
動物取扱業者が販売目的で所有する犬猫はすべて	
登録制とし、国等の管理下におくべき	
アニマルポリスを導入し、厳しく違反を取り締まれる	
ようにすべき	
マイクロチップ挿入を義務づけるべき	・販売時点でのマイクロチップ挿入を義務化すべき。
	・繁殖業者にマイクロチップ挿入を義務付けるべき。
	・出荷段階でのマイクロチップ装着によりトレーサビリティーを確保すべき。
は虫類は動物取扱業の対象から外すべき	犬猫やほかのほ乳類、鳥類とは、飼育方法、繁殖方法はまるで異なり、一緒にひとくくり
	で扱われるべきではない。
動物の販売は立地規制も必要	・風俗地域での営業はやめてほしい
	・遊戯場、繁華街等での騒がしい場所での出店禁止。騒音がひどい。
動物の販売は出店数、販売頭数も必要	
動物行政は農林水産省と環境省の共管にすることを	
検討すべき	
年に一度動物病院への検査の義務づけるべき	
動物取扱業者が自主的に実施している動物の適切	
な取り扱い状況を広く公表することを義務づけ、購入	
者等が適切な業者を選定することができるようにす	
べき	
産業動物を扱う業者も動物取扱業者に入れるべき	
特定動物の手続きを簡素化してほしい	3日前までに特定動物の通行通知を提出する手続きは手間と時間をようするため。
大型インコ、オウムの売買・飼育を禁止すべき	これらの鳥は輸送に極めて弱く、外国から輸入される際にかなり死んでいるから
インターネット販売業者を新たに「インターネット販	
売」の業種に追加する。その上で、売買記録の保存	
やマイクロチップ装着、獣医師の健康診断書の事前	
送付等を義務づける。	
違法業者の罰金、罰則を強化すべき	
ペットショップの看板の表示規制をすべき	一文字あたり2センチ四方以上のゴシック文字、背景色は白、文字は黒。
雑種犬(ミックス)の販売禁止	遺伝性疾患や性格などに悪影響を及ぼすため。繁殖業者のモラル崩壊を助長する。
血統書の法規規制化を望む	血統書をごまかせないシステムが必要。
専業者と兼業者の規定が同じなのは問題	
	滑り込みで繁殖を増やしたり、営業を続けられなくなった業者が犬猫を処分するといった
ような配慮をお願いしたい	ことがないようにしてほしい。

動物基本法を策定し、飼養の適正化や動物取扱業	「動物が命あるものである」とする法の精神の下で各種事業、各種動物の取扱、各関係
の適正化等の関連する各種法律をその下に制定す	団体等について一義的に適切に定めることが困難であるため
べき。	
メディアで犬猫うさぎの愛らしい姿を放映するのを自	年間30万匹が処分されている現状や動物の一時預かり制度のことをたくさんの人に
粛すべき	知ってもらえるようにしてほしい。
行政の犬猫収容施設を登録制にすべき	
売れ残りは責任をもって飼い主を探すこと	バックヤードを国、獣医師会が監視し、殺害処分などしないよう監視すべき
飼い主の問題が多く、業者規制により動物愛護法を	消費者側の愛護責任を強化すれば、自然と業者側の選別は進む。
健全化するというのは中途半端。	
畜産動物に対する5つの自由を条文に明記すべき。	
遺棄犬・保護犬のシェルターを設置すべき。	愛護センターと言いながら、最終的には殺処分されている事例が多い。ボランティアによ
	る保護活動には限界がある。経費は、ペット税などを活用すべき。